事 業 者		原　村
条例第７条関係（事前協議） **【事前協議書】の提出**	提出 →	書類の確認（内容精査） 現地の確認 **※説明会、周知の範囲及び方法の確認等** **※抑制区域の確認** **※遵守事項の確認**
条例第８条第２項（周知及び説明会の開催） 地域住民及び近隣関係者への説明会の実施		
↓		
条例第８条第３項（周知及び説明会の開催） 60 日前から、**【太陽光発電設備設置事業のお知らせ看板】**を設置		
条例第９条関係（届出及び協議） 60 日前までに、**【太陽光条例の届出（本協議書）】** **【開発行為許可申請書】**の提出	60 日前提出 →	*環境保全条例第 28 条* 環境保全審議会の開催
景観法及び長野県景観条例 **【景観計画区域内における行為の届出書】**の提出	40 日前原村に提出 →	原村を経由して諏訪地域振興局が受理
	協議終了通知 ← 開発行為許可書 ←	審議会の答申に基づき村長が許可 *条例第 10 条*（協議終了の通知等） ・開発行為許可 ・協議終了通知
設置事業の開始		
条例第 11 条関係（事業の着手等の届出等） ・**【事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書】**の提出 ・**【開発行為着手~~（完了）~~届】**の提出	提出 →	受　理
↓ ↓ ↓		**※設置工事の中止や再開時には、事業（中止又は再開）届出書を提出する必要があります。**
設置事業の終了		**※令和元年 10 月１日以前に特定契約を申し込んだ太陽光発電設備が発電事業を開始する場合は、原村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則別表第1に定める図書を添付すること。**
条例第 13 条関係（事業の完了又は終了の確認） ・**【事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書】**の提出 ・**【開発行為~~着手~~（完了）届】**の提出	提出 →	現地調査・状況確認
↓		
発電事業の開始		
条例第 11 条関係（事業の着手等の届出等） **【事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書】**の提出	提出 →	受　理
条例第 12 条関係（事業に関する遵守事項） **【太陽光発電設備に関するお知らせ看板】**の設置		

↓

↓

発電事業の終了

条例第 13 条関係（事業の完了又は終了の確認）

・**【事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書】**の提出

提出 →

現地調査・内容確認

検査・確認

（撤去又は廃棄）

太陽光発電設備の撤去又は廃棄については、設置事業計画に位置付けた内容により行うこと。

発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。